

明治維新と天皇親政（2）——討幕の密勅と王政復古——

勝田 政治

はじめに

筆者は、拙稿「明治維新と天皇親政（1）」（以下（1）と略記）で、天皇親政を次のように定義した。「天皇親政は、専制の一形態である天皇親裁であり、天皇が国家意思の最高・最終決定権を掌握するという政治理念（原理）であり、その政治組織（システム）は天皇輔弼体制（天皇側近が国家意思の形成に関与する体制）である」。

本稿は（1）の続稿として、王政復古と天皇親政の関連を再考するものである。（1）でも紹介したように、近年の小路田泰直『日本憲法史』^②は、慶応三（一八六七）年二月九日の「王政復古の大号令」に関して次のように記している。少し長くなるが、本稿の課題となる記述なので引用しておきたい。

本格的な「立憲主義」と「民主主義」を導入するために断行されたのが……「王政復古の大号令」の発布——即ち王政復古——であった……「立憲主義」「民主主義」確立の宣言であった……近代「立憲主義」国家としての本格的な発展は、その時に始まった……「王政復古の大号令」を天皇親政実現のための宣言のように受け取る人もいるが、それは間違いである。ここに一切の天皇親政への志向はない……「摂関・幕府等」に代わるの

は、天皇ではなくて「総裁・議定・参与ノ三職」だということになっている。それでは天皇親政は実現しようがない（同書、七三―七五頁）

王政復古は「立憲主義」「民主主義」確立の宣言」であり、そこには「一切の天皇親政への志向はない」と断言している。王政復古により天皇親政が登場した、という通説（通説については（一）を参照）を大胆に否定する主張である。王政復古の意義は、「立憲主義」確立の宣言であり、そこには天皇親政への「志向」は「一切」なく、天皇親政は「実現しようがない」ものであったのか。

王政復古の意義としては、研究史上では（一）で明らかにしたように、戦前の皇国史観に基づく天皇親政から、戦後においては天皇親政とともに立憲制（公議政治）という二大原則が指摘された。そして、近年では天皇親政よりも立憲制を重視する見解が多く提出され、前述の小路田氏のような主張が現れている。

本稿では王政復古クーデター強行の中心勢力である、薩摩藩（小松帯刀・西郷隆盛・大久保利通ら）や公家（中山忠能・正親町三条美愛・中御門経之・岩倉具視ら）が、王政復古に込めた意図は何であったのか、クーデターで実現をめざしたものは何であったのか、天皇親政への「志向」は「一切」なかったのかを再検討する。対象とする時期は、彼らが倒幕への道を歩み始める慶応三年五月から、クーデターを経て天皇親裁宣言が出された、翌慶応四年（一八六八）年閏四月に至る約一年間とする。

なお、当該期において通説に対し疑問が投げかけられ、研究史上の論点となっている課題の一つに討幕の密勅がある（論点の内容については本論で詳論する）。討幕の密勅についての私見を提示したい。また、薩摩藩の倒幕運動に関して、武力倒幕（討幕）の意図の有無や大政奉還の持つ意味（倒幕路線に与えた内容）についても見解が分かれている（これらも本論で紹介する）。この点についての私見も合わせて提示する。以下、一 討幕の密勅再考、

二 王政復古と天皇親政として論じていく。

一 討幕の密勅再考

(1) 研究史上の論点

討幕の密勅に関する通説は、次のようにまとめられる。慶応三年一〇月八日、薩摩・長州・安芸藩の代表者（小松帯刀・広沢真臣・辻将曹ら）が三藩盟約（出兵協定）を決定する。そして、大久保利通・広沢・植田乙次郎の三名が盟約の「要目」とともに、「相当の宣旨」（討幕の密勅）の降下を求める、申請書と趣意書を中山忠能・中御門経之に提出する。これを受けるかたちで、一〇月一三・一四日に討幕の密勅が薩摩・長州両藩に降下された。^③

こうした通説に異論を提起したのが、井上勲氏^④であった。井上氏は次のように説いている。一〇月八日の「相当の宣旨」を申請する文書は、九月半ばの薩長芸三藩の「討幕の戦略」のなか、「天皇の名において正当化」する必要から作成されたものである。しかしながら、討幕の密勅は「相当の宣旨」とは「性格を異にする」ものであり、八日以降（一〇月九日）のいわゆる失機改図（長州藩の出兵延期）への対応として降下されたものである。失機改図による三藩挙兵計画の中断という新たな状況下、藩主の「率兵上洛」により「武力討幕に方向づける」ための「用具」として出されたのが討幕の密勅であり、それは天皇の「裁可」を得ない「偽勅」である。このように、討幕の密勅と「相当の宣旨」は別物であり、藩主の率兵上京から武力討幕へ方向づけるための「用具」であった、という主張である。

この井上説を支持したのが高橋秀直氏^⑤であり、批判を加えたのが原口清氏^⑥であった。高橋氏は、井上説（「相当

の宣旨」と密勅を別物とし、密勅は失機改図以後の方針による降下)に同意を示したうえで、次の諸点を新たに提起する。「相当の宣旨」申請書は、一〇月初旬に作成されたが、挙兵中止により提出されなかった。密勅は率兵上洛による上方ではなく、国元(薩摩藩) 挙兵の名分とする意図があった。そして、中山ら公家側も積極的に関与していた。また、佐々木克氏⁷⁾も井上説を支持し、「相当の宣旨」申請日は八日ではなく、一日と推測している。そして、近年の著作⁸⁾では密勅を「討將軍の詔」と記し、「偽勅」どころか「宣旨が必要となったとき」に発行できる「サンプル」としている。

一方、原口氏は井上説を徹底的に批判して、次のように主張する。「相当の宣旨」は内容上「討幕の密勅以外ない」ものであり、その申請書の提出日は一〇月八日である。密勅は挙兵計画の枠内であり、失機改図の影響は受けていない。そして、「偽勅」説に対しては、天皇が密勅に承諾をあたえた「真勅」の「可能性はかなりつよい」とする。

その後、三宅紹宣氏⁹⁾が最近、『東久世通禧日記』上(霞会館、一九九二年)の九月二一日条に「相当の宣旨」申請書と趣意書が記載されていることを発見している。このことから、「相当の宣旨」申請書は一〇月ではなく、九月の作成であることが判明した。しかし、三宅氏はその提出日を一〇月一日としている(宣旨と密勅は原口氏と同様に同一とする)。

井上・高橋・原口・三宅氏らにより、討幕の密勅研究は新たな段階に入ったと言えるであろう。新たな課題(論点)として、次の三点が指摘できよう。(一)「相当の宣旨」と討幕の密勅の関係。(二)「相当の宣旨」申請書の作成時期と提出時期。この二点が最も重要である。とともに筆者は討幕の密勅は何故、一〇月一三・一四日に降下されたのか、ということとを三重点目として挙げたい。従来、降下日は自明のこととして、全く問題とされてこなかっ

た。しかし、密勅問題を考察するにあたって、降下日は重要な課題となると考える（高橋氏が指摘したように、降下主体である公家の思惑に関連して）。

こうした課題を検討するにあたっては、密勅に最も関与した薩摩藩倒幕派（小松・西郷・大久保）の運動（挙兵計画の推移）と、公家倒幕派の関連のなかで考察しなければならぬであろう。

(2) 「相当の宣言」と討幕の密勅の関係

井上氏が説くように両者が別物であるとするならば、密勅をもたらした申請書は存在しないのか、ということが問題となる。井上氏は明言しておらず、高橋氏は「武家側の要請」としつつも具体的な文書は挙げていない。一方、原口氏は「徹頭徹尾武力倒幕の必要性を訴えた内容」とのみ記して、両者は同一であると主張する。ここでは、申請書・趣意書と密勅および密勅請書の内容から両者の関係を検討するが、その前に三宅氏が発見した九月の文書と一〇月の申請書・趣意書を比較し、九月文書の位置づけを行っておきたい（三宅氏はこの比較検討はしていない）。

まず、申請書^⑩は九月文書にある末尾の「頓首百拜」が削除されているのみではほぼ同文である。次いで、趣意書^⑪はいくつかの追加・削除・修正箇所がある。①九月文書（五〇一頁末尾の行）「大道ヲ失ひ、偏執邪曲」↓一〇月文書（二三頁五行目〜七行目）「大道を取り失ひ、就中幕府閣老連署にて七八年乃至十ヶ年には必然攘夷成功を可遂と御約束、皇妹の降嫁を乞ひ候等欺罔萬端其餘、偏執邪曲」（傍線部分の追加）。②九月文書（五〇二頁一二行目）「一橋大納言殿下芸、速奏追伐之功候様仰出候、御暇参内節刀迄も賜候処」（傍線部の削除）↓一〇月文書（二四頁一二行目）「一橋中納言追討として下芸御暇迄も相済候処」。③九月文書（五〇三頁一四行目）「忠義暗合天

地神明二会盟して断策義挙二相及候、敢而」↓一〇月文書（一七頁九行目）「忠義暗合奉朝命掲大義敢て」（傍線部の修正）。

いずれも趣旨を変更するようなものではないが、こうした修正がなされていることから、九月文書と一〇月文書は別物であり、前者は後者の草案と位置付けられる。そして、三宅氏が指摘したように九月文書（草案）は、九月二一日に大山格之助（綱良）によって東久世通禧のもと（大宰府）にもたらされていたのである¹²。

次いで、「相当の宣言」（以下、宣言と略記）と密勅の關係に移ろう。まず、宣言の趣意書は挙兵理由を「王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し奸兇を掃攘」（傍線は引用者（勝田）以下同じ。『大久保文書』二、一七頁）と記す。そして、「罪」としてペリー來航以来の「違勅調印取結……朝廷へ奉対君臣之大道を取り失ひ」、「無名の暴挙条理顛倒」である第二次長州征討強行、その長州再征を「猛省断然反正悔悟」せず、「大樹公」が長州寛大処分と兵庫開港を「私決」し、四侯のみならず「列藩の公議を退け」たことを挙げる（同、一三〜一六頁）。こうした「重大の罪跡」が明らかになったことから、「王室恢復」の「赤心」から「干戈」によってその「罪」を討ち、「奸兇」（慶喜）を「掃攘」（払い除く）する、と主張している。この趣旨を申請書は、「干戈を以て其罪を討ち奸兇を掃攘し、王室恢復の大業相速度」（同、一一頁）と簡潔に記す。

幕府の罪を討ち、慶喜（「奸兇」）を「掃攘」し、王政復古（「王室恢復」）を実現する、というのが宣言の根幹である。まさしく、武力倒幕による王政復古である。この要請を受けて密勅は、「慶喜」は「数棄絶王命遂矯先帝詔而不懼……罪惡所至神州將傾覆……朕今為民之父母是賊而不討……汝宜體朕之心殄戮賊臣慶喜以速奏回天之偉勳¹³」と込めている（慶喜は、「数（しばしば）王命」を「棄絶」し、「遂」に「先帝（の）詔」を「矯」めて「懼れず」、「罪惡至（る）所、神州將に傾覆」しようとしている。朕「民の父母」として、「是の賊を討た」ねばならない。「汝

よろしく朕の「心」をていして、「賊臣慶喜」を「殄戮」(殺し尽す)し、「回天」の「偉勲」を「奏」せよ。

宣旨の内容と密勅は見事に対応しており、やはり宣旨を密勅以外に求めることはできない。さらに、密勅を受け提出した請書にも、宣旨との対応関係は指摘できる。宣旨趣意書の「両三藩不可制の忠義暗合、奉朝命揚大義」(同、一七頁)、および申請書の「不可制の忠義暗合会盟、断策義挙に相及候」(同、一一頁)という決意表明は、請書では「兼而決定之宿志、益以貫徹仕、抛国家堂々大挙仕」(同、二四頁)と応えている。このように、宣旨の申請書・趣意書、密勅、密勅請書の内容の検討から、「相当の宣旨」は討幕の密勅であると断定できる。

倒幕の密勅は「偽勅」である、という見解が出されて以後、密勅は軽視されてきた。しかし、筆者は密勅申請書と趣意書を薩摩藩倒幕運動論の一〇月段階の集大成であると捉える。

(3) 「相当の宣旨」申請書の登場

申請書の草案が前述のように、九月二日には大宰府で提示されていることから、その作成時期は当然九月二〇以前となる。そして、武力倒幕(討幕)のための「義挙」・「大挙」、すなわち挙兵であると明記していることから、倒幕派による挙兵計画との関連で作成時期は推定できよう。挙兵計画の推移を追って¹³⁾。

薩摩藩や公家のなかで倒幕に向けて、武力行使に動き出すのは、慶応三年五月であった。いわゆる四侯会議の主張が、將軍徳川慶喜によって遮られたことによる。

五月二九日、京都薩摩藩邸で会議が開かれ、「帯刀殿より此節の事是より先之策相談、長と共挙事の議粗定る」(「新納立夫日記」¹⁴⁾)と内定(「粗定る」)した。家老小松帯刀主導のもと、長州藩とともに「挙事」の方針が内定され、この内容は伊地知正治から島津久光に報告され、久光の同意を得ている。

これに先立つ五月二五日には、公家の中御門経之が岩倉具視に次のように「討幕」の決意を語っている

昨日之件……実に絶言語候次第、何共悲嘆此事に候……内奸誅戮断然朝敵之名を以て討幕之外無之候と存候
……柔術之道は相絶候儀、急度討幕之策と存候……小生は右之外無之と存候……彼幕暴之極に候間、急度被討
皇国御挽回此時と存候、併し右奮起之者無之に而は難得候儀、何卒御尽力願入度候¹⁶

中御門は、幕府は「内奸」であり「暴」を極めることから「誅戮」し、「朝敵之名」をもって「討幕」し、「皇国御挽回」という王政復古をめざさなければならぬ、と主張している。すでに見た討幕の密勅の論旨そのものである。討幕の密勅はいち早く五月下旬、公家の中御門や岩倉の間で登場していたのである。中御門はすでに四侯会議が始まる四月上旬から、大久保利通と朝廷内の人事問題について意見を交換している。そして、四月二三日には「幕暴ヲ極メ候¹⁷」と大久保に書き送っていた。

五月二九日の京都薩摩藩邸の「挙事」方針について、この会議に出席していた大久保利通は、六月（日不明）に鹿兒島藩庁に次のように報告した。¹⁸幕府が「私権を張、暴威を以正義之藩といへとも庄倒畏服」する「所為」が「明白」となった。これまでの「無二之御忠誠」が全く「水泡」となったのみならず、「皇国之大事」は去り、ついには幕府が「朝廷を掌握」するようになる。したがって、「今一層非常之御尽力」によって「兵力を備、声援を張、御決策之色」を現して、「朝廷」に尽くさなければならぬ。そのために長州へ「引合せ」のために使者を派遣する。

新納立夫（嘉藤次）が「挙事」、大久保が「兵力」の「声援」を張る「決策」と記す内容はどのようなものか。その具体的な内容を窺うことができるのが、六月一六日に行われた長州藩士山県有朋・品川弥二郎と小松帯刀との京都での会談（西郷・大久保らが同席）である。

山県・品川は、この会談を終えた後の同一六日、その様子を長州藩庁宛復命書で次のように伝えている。

小松曰く……幕府の譎詐奸謀、尋常の尽力にては逆も挽回の期有之間敷、就ては長薩連合同心戮力致し、大義を天下に鳴し度、弊藩一定の見込御熟談可仕候……(山県が)一定御見込の御廟算は如何相立居候哉と尋問候

處、(小松は)先朝廷御守衛を專一に致し、天勅を奉請し幕府年来の罪逆を正し、孰れ朝廷の御基本相立て度19小松は、薩摩藩の「見込」を薩長連合において朝廷を守衛し、「天勅」を奉じて幕府の「罪逆」を「正し」(糺し)、朝廷の「基本」を立てることにある、と言明している。幕府の「罪逆」を「正す」、とは、幕府を討つという討幕であり、朝廷の「基本」を立てるとは、幕府に代わる朝廷における新政府の創設を意味していよう。そして、ここで説かれた討幕のために「天勅」を奉じるとは、討幕の密勅の論理そのものである。薩摩藩は五月末から六月中旬にかけて、討幕の密勅を構想していたのである。

そして、小松は長州藩との打ち合わせのため、西郷隆盛を山口に派遣することも山県・品川に伝えていた。しかし、同時期に進められた薩土盟約について土佐藩との交渉のため、西郷の長州行は不可能となった。そこで、長州藩から使者を京都薩摩藩邸に派遣することになり、直目付柏村数馬が藩主名代として御堀耕助とともに京都へ出向いた。

柏村と御堀は八月一日に京都薩摩藩邸に入り、一四日に小松邸で会談を行った(西郷と大久保も同席)。この会談は周知のことであるが、密勅問題を考察するうえで重要な内容を含んでいるので、会談内容を記録した「柏村日記」20により検討しておきたい。

まず、薩摩藩「挙事」の具体的な計画の内容である。薩摩藩在京兵の一〇〇〇人を三組にわけ、御所の「守衛」(この時、「正義」の公卿を参内させる)、京都会津藩邸の「急襲」、堀川付近の幕府屯所の「焼払」を行う。さら

に、鹿児島から三〇〇〇人の兵を呼び寄せ、大坂城を「焼き抜き」湾内の軍艦を「破る」。そして、江戸の一〇〇〇人と水戸藩浪士をもって甲府城に「立籠り」、幕府兵の京都繰込みを阻止する。「三都一時二事を挙げ候」という計画である。薩摩「一手にて事を挙」げる「心得」であるが、薩摩藩が「斃」れた場合は、「跡を継ぎ候藩」もあることを見越して「一挙動」するのである。

このように、「挙事」とは挙兵であると明言しており、全国的な内乱をも覚悟していたのである。次いで、討幕の密勅との関連で重要な発言がなされる。

於弊藩討幕ハ不仕、事を挙候已後趣ニより討將軍之倫(綸)旨ハ不(可)被差出敷、是ハ御同志之堂上方より粗御内意探索仕候儀も御座候

薩摩藩による「三都一時」挙兵後、「趣」(方向、なりゆき、事情)によって、「討將軍」の「綸旨」を出すこともあり、このことは「同志」公家の「内意」を「探索」している。「討將軍」とは討幕の意味に他ならない。挙兵するが薩摩藩だけでは「討幕」まではしない(できない)。「討幕」は挙兵後、「討將軍」の「綸旨」を受けて、他藩(「跡を継ぎ候藩」)をも含む軍事行動となるであろう、と言っている。会談を終えた柏村らは八月二四日に山口に帰着し、二六日に藩主以下首脳部に会談内容を報告している。

二か月前(六月一六日)の小松発言(「天勅を奉請し幕府年来の罪逆を正」す)が、再度表明されている。二か月前にはなかった発言が、「同志」公家との連絡である。前述のように、公家の中でいち早く討幕論を唱えたのが中御門経之であった。中御門は四月以来大久保と接触しており、中山忠能と正親町三条実愛とも連絡を密にしている。七月二五日、大久保は正親町三条を訪ね、薩土盟約以後「土州先宜様子」と伝えている²¹。そして七月二八日に中御門・正親町三条会談、八月八日には中山・正親町三条会談が行われ、「廿四日薩起拙有之」と薩摩藩の動きが

話題となっている。長州藩柏村との会談前日の八月二三日、大久保は正親町三条を訪ねている。そこで大久保は、島津久光が病氣再発のため大坂へ行くこと、小松以下首脳部が在京のこと、土佐藩は後藤象二郎が帰京するまでは「不分のこと」などを伝えている。²³このように、八月には大久保と公家討幕派は密接な関係を築いており、そのなかで「討將軍之論旨」についても話し合ったと思われる。

五月に長州藩との挙兵を決意した京都薩摩藩邸の小松・西郷・大久保らは、六月にその旨を長州藩士に伝え、八月には京都で長州藩主名代から基本的な合意を得た。そして、ここでは「天勅」を奉じて幕府の「罪逆」を正す、という「討將軍之論旨」が構想されていた。討幕の密勅の出発である。一方、長州藩では柏村らの報告を基にして、八月二九日に御前会議が開かれ、翌三〇日には毛利敬親が軍備の本格化を命じている。²⁴

(4) 「相当の宣旨」申請書の作成時期

それでは、「相当の宣旨」申請書はいつ頃作成されたのであろうか。時期は長州藩の合意を得た八月末以降から、草案が大山綱良によって大宰府にもたらされた九月二二日以前となる。さらに、狭めれば大山が大久保利通とともに、長州に向けて大坂を発った九月一五日²⁵以前となる。そして、「相当の宣旨」の趣意書草案には、「両三之藩々不可制之忠義暗合、天地神明ニ会盟して断策義挙ニ相及候」とある。薩摩藩が長州藩とともに挙兵を想定する藩は、「両三之藩々」すなわち二、三の藩である。九月初旬に想定していた長州以外のもう一藩とはどこなのか。この観点から作成時期を推定していこう。

五月末に長州との共同挙兵に踏み切った薩摩藩倒幕派は、六月中旬以降土佐藩と大政奉還による倒幕を画策する。六月一七日、土佐京都藩邸において後藤象二郎提起の「大政ハ宜シク朝廷ニ帰シ、王政復古」を図るという大

政奉還論が決定される。そして、二〇日から後藤と薩摩藩小松との間で交渉が始まり、二二日には土佐・薩摩両藩首脳部の会談が開かれ、七月二日に最終合意が得られて薩土盟約となった。⁽²⁶⁾

小松らが薩土盟約を結んだ意図は、盟約の「將軍職ヲ以テ天下之万機ヲ掌握スルノ理ナシ、自今宜其職ヲ辞シテ、諸侯ノ列ニ帰順シ、政權ヲ朝廷ニ歸ス可キハ勿論ナリ」という項目に見られる、將軍辭職（倒幕）による王政復古である。そして、前述の八月一四日の長州藩士柏村への説明で、「（大政奉還を）幕府ニ採用無之ハ必然ニ付、右を塩ニ幕ト手切之策ニ有之」という後藤象二郎の言をあげているように、幕府の大政奉還拒否を理由として、土佐とともに挙兵する目論見があった。

挙兵策も含む大政奉還論について高知にいる山内豊信の合意を得るため、後藤象二郎は高知に向かった。しかし、山内豊信は大政奉還には賛成するが、出兵と將軍辭職については強く反対した。こうした土佐藩（山内豊信）の意向を受けて後藤が京都に戻ると、九月七日に小松・西郷・大久保は後藤と面談し、西郷が次のように申し入れている。

兼而大條理建白之筋ハ御同意仕……段々惣分模様変ニ相成、只今と相成候而ハ、所詮建白等ニ而相運ひ申見付も無之ニ付、弊藩ニ而ハ兵力を以て尽力致申心得ニ相成申候、御返約之段……御同意被下候⁽²⁸⁾

六月の薩土盟約の「模様変」（將軍辭職項目の削除と出兵否定）を理由とする、「返約」（盟約解消）の通告であった。そして、薩摩藩としてはあくまでも「兵力」で「尽力」するという表明であった。一〇日、後藤は福岡孝弟と小松ら三人を再度訪ねた。ここでは、「前件之筋」を「弁論」したが「承引」できず、「貴藩（薩摩藩）ニハ御勝手ニ兵力を以て御尽力可被成」と言わざるを得なかった。しかし、「根元国是を振起」することは「同意」であるので、以後も「互ニ可申談」と「熟談」して別れている。⁽²⁹⁾ 王政復古という「根元」では相違はなかった。

土佐藩との挙兵策が頓挫すると、薩摩藩は安芸藩との挙兵を志向する。安芸藩では、すでに五月末に大政奉還建白を「熟議」していた。⁽³¹⁾そして、その方針は大政奉還を幕府が拒否すれば、「兵力に訴へ政権返納を争ふ」というものであった。⁽³²⁾九月三日、安芸藩の辻将曹は後藤の訪問を受け、前述の土佐藩奉還建白方針を聞き、「兵力」に拠る薩摩藩に親近感を抱くようになる。九月一〇日に小松はその辻を訪ね、薩長芸三藩の兵を「合し一挙して政権を奉還せしむるの挙に出」、幕府が「事を発せは已むを得ず、断然兵力を以て我が目的を達する」策を提起し、長州藩との協議を申し入れた。辻はこれを「許諾」している。そして、小松は翌二日に大坂へ出向き島津久光と会談し、「義挙の事」を報告している。⁽³³⁾

長州藩との挙兵を計画した薩摩藩は、挙兵を想定して土佐藩との盟約（大政奉還論）を結んだ。しかし、土佐藩の兵力否定方針が明確になると、九月七日に土佐藩との挙兵は断念した。そして、その代わりとして安芸藩に接近し、九月一〇日には挙兵について辻将曹の同意を得（藩としての同意ではない）、一日に小松が島津久光にその旨を報告している。

この薩長芸三藩挙兵の合意が成立し、久光の承認を得た九月一日から、大久保が長州藩へ挙兵策の協議に向出く同月一五日の前日に至る四日間、この四日間を「相当の宣旨」要請書が作成された時期と推定できよう。「両三之藩」とは、薩摩藩と長州藩それに安芸藩を意味し、安芸藩は未だ藩としての合意を得ていないので「両三」と表現したのである。

また、九月初旬は大久保が公家討幕派と接触していた時期でもあった。九月八日、大久保は正親町三条実愛を訪ねている。正親町三条はそこでの会谈内容を、同日付岩倉具視宛書簡で「今朝大久保入来……薩州趣意貫徹之趣は屹と尽力可有之由⁽³⁴⁾」と報じている。そして、大久保の「趣意貫徹之趣」を正親町三条から得た中御門経之は、九月

一〇日に大久保に次の書簡を送っている。

方今不容易時勢兼御内話之辺モケ様ニ遷延ニ而は如何ト日夜苦心致居候……急度決議モ可有之ト相樂居候折柄、隅州殿御帰国之旨承実ニ驚愕之至り候、御名代上京且隅州殿御趣意ハ貫徹有之旨モ承候得共、又々右往反

日数モ有之遷延ニ可相成義如何と深苦慮之事ニ候、所謂兵ハ崇神速ト申……一日早く決議大挙企望ニ候^⑤

中御門の「早く決議大挙」という突き上げを受けた一〇日は、「両三之藩々」の同意が成立した日であった

「相当の宣旨」申請書・趣意書の草案を携えて大久保と大山は、拳兵打合せのため長州に向けて九月一日に大坂を発った。大久保は一八日、毛利敬親・元徳父子をはじめとする長州藩首脳と会見し、薩摩藩の方針を詳細に説明した。この会見（説明）の様子はこれまでの研究で紹介されているので詳細は省略し、筆者が注目する箇所のみ取り上げておきたい。それは、大久保の説明を記した日記・書簡と「相当の宣旨」趣意書との密接な関連（用語の同一性）である。具体的な部分を挙げれば次のようになる。

○「相当の宣旨」趣意書草案（『東久世通禧日記』上巻、五〇三頁）

戊午年以来、皇国今日之大難あらん事ヲ恐、憂国之諸藩東西奔走王事ニ鞠躬して国家費弊終ニ斃^(マ)ント欲シテ不止、今般之一挙と成人事既ニ至れり尽せり、前件重大之罪跡明ニ御心術之正否著シテ

○「大久保日記」九月一日条（『大久保利通日記』一、三九三頁）

従来之罪跡顯然、不可救之次第は天下衆人所知、今般列藩之公議御採用無之ニ付而は、正否之御心術所分ニ有之、既ニ戊午年以来有志之諸藩力を尽し今日ニ至り、人事も至り尽し

○「九月二九日付田尻務・蓑田伝兵衛宛大久保書簡」（『大久保利通文書』一、四九七頁）

幕府従来之罪跡顯然、不可救之次第ハ天下衆人所知、今般列藩公議御採用無之ハ、御心術の正否依而分る、

所、既二戊午以來勤王之諸藩、皇國今日之大難あらん事を憂ひ、東西奔走して不得止今般之一挙と相成、人事もはや至れり尽せりと申へし

傍線部(今般之一挙)・「罪跡」・「御心術之正否」・「人事」を「至れり尽せり」のように、同一の表現が見られるのである。このことから、「相当の宣旨」趣意書(とともに申請書)を作成後、長州藩に乗り込んで説明を行ったものと考えられる。そして、申請書・趣意書は文面の表現から大久保が起草した可能性が高い。

(5) 「相当の宣旨」申請書の提出時期

それでは、申請書等はいつ提出されたのであろうか。提出された趣意書では「両三藩」と記されている。薩長芸三藩が正式に挙兵(出兵)を決議し、その「要目」を大久保が中山忠能と中御門経之に提出したのが一〇月八日である。「要目」を提出した大久保は、申請書等も同時に提出したとは日記に書いていない。通説のようにこの八日に同時に提出したのであれば、「両三藩」ではなく「三藩」と修正するであろう(前述のように修正箇所は、複数存在するのである)。そして、「要目」の第一項目は、「三藩軍兵大坂着船之一左右次第 朝廷向断然之御尽力兼而奉願候事³⁶⁾」と記されている。

八日の「要目」は「兼而(前もって)奉願候」と朝廷内の「尽力」を要求しているのである。「尽力」とは「相当の宣旨」降下をはじめとする、王政復古に向けた朝廷内での行動を意味しよう。申請書の末尾には、「冀くは相当の宣旨降下相成候處、御執奏御尽力被成下度奉願候」と記されている。であるならば、「尽力」を要求した申請書等は当然、すでに提出されていなければならない。そして、申請書には「慶応三年丁卯十月」と明記されているので、提出は一〇月一日から七日の間となる。

提出日を大久保と公家の関わりから推察しよう。大久保が長州から帰京したのは九月二三日であり、二五日に辻将曹に長州藩との挙兵計画を報じている。二七日には後藤象二郎から大政奉還建白の「相談」を受けて提出に同意し、二八日に小松帯刀から土佐藩に「異論」なしと伝えている。一〇月五日に中御門と会談し（中御門からの要望による）、「辻将曹異論云々の趣」について話している（安芸藩では「異論」（挙兵見直し論）が出されたが、挙兵論に回帰している）。そして、六日に長州藩士品川弥二郎と中御門経之邸に向き、中御門とともに岩倉具視と会談する。

筆者は、この一〇月六日の中御門・岩倉との会談で、大久保が品川とともに提出したと推測する。長州藩とは前述の九月に大久保が挙兵計画の説明に山口へ行った時、九月一九日に薩長出兵協定を結んでいた。大久保は、その長州藩士品川と中御門・岩倉会談の内容を（薩長）両藩之国情を盡し言上いたし、秘中之御話奉伺候事」と書いている。『岩倉公実記』中巻（六二頁）は「秘中之御話」を、「幕府ヲ討伐シ皇室ヲ興復スルノ順序ヲ謀議ス且太政官ノ職制案ヲ示シ、熾仁親王ヲ以テ知太政官事ト為シ入道純仁親王仁和寺宮ヲ以テ征討大將軍ト為サンコトヲ商議ス」と討幕と王政復古ならびに太政官職制であるとしている。

岩倉らの「秘中之御話」の内容は不確かであるが（『岩倉公実記』は典拠を明示していない）、大久保は薩長の「国情を盡し言上いたし」と余すところなく申し上げている。長州藩との共同挙兵策を正当化する、「相当の宣旨」降下をこの日に申請した可能性は高い。

（6）討幕の密勅の降下

討幕の密勅は何故一〇月一三・一四日に降下されたのか。これまでの研究はこの降下日を自明のこととして、考

察の対象として取り上げてこなかった。密勅降下は公家の専有事項である。このことから筆者は、降下主体の中山忠能ら公家の思惑は無視できないと考える。

前述のように一〇月六日に「相当の宣旨」降下を要求された中山らは、「阿三藩」とあるような挙兵主体の不確定さ（安芸藩の動向）に不安を覚えていたものと思われる。一〇月五日、中御門は大久保に安芸藩の「異論」について質していた。その不安を吹き飛ばしたのが、八日の「要目」（薩長芸三藩の挙兵決議）の提出であった。「要目」の第三項目は「三藩決議確定之上ハ如何之異論被聞食候共御疑惑被下間敷候事」とある。この「要目」を受け取った中山忠能は、大久保が「別而御安心相成候」と記すように「安心」したようである。そして、大久保に対し藩主の「上京」を「再三御沙汰被為在候」と強く要求する。³⁹⁾

八日、中山らは挙兵にともなう「相当の宣旨」の降下には、藩主の率兵上京を必須としたのである。この時点の大久保ら薩摩藩の挙兵策では、京都・大坂での挙兵後に藩主が上京する計画であった。⁴⁰⁾翌九日、長州藩士福田恭平が京都に着き、失機改図（長州藩の出兵延期）を伝えた。薩摩藩の出兵遅延による長州藩の方針変更であった。一〇日、福田と広沢が「熟談」し、今回は「喰違ひ兵氣も鈍り候」ではあるが、「御互ニ引締りを付改而十分を盡すので「動揺」することはないと決め、この趣旨を大久保に伝えた。

長州藩の失機改図への対応について、小松・西郷・大久保は「熟評」して今後の方針を次のように決めた。小松ら三名が鹿兒島に帰り、情勢を詳細に報告し「出兵ハ勿論、御出馬之英断を奉願、内外一途之本を盡して早々大挙謀らん」⁴¹⁾。藩主の率兵上京による挙兵策であり、従来の方針（挙兵後の藩主出馬）の変更であった。薩摩藩の出兵遅延が原因であることから、薩摩藩の変わらない決意を長州藩に示すための藩主出馬策である。この決定は早速広沢に伝えられている。

薩摩藩の藩主出馬策は、中山らに伝わっているのであるうか。これに関し大久保の日記には何も書かれていないが、中山忠能の日記の一〇月一二日条に「一蔵へ今日 申渡忝由之事 書取之事 往反之事」と記載されている。中山は大久保に何か「申渡」し、大久保はそれに対し「忝」い（畏れ多い）と応じている。「申渡」の内容に関する「書取」は、これだけでは判明しないが、「往反」は往復を意味する。大久保がこの時期往復するということは、鹿兒島への往復以外にはない。すると、中山は一二日には大久保の鹿兒島行を知っていたことになる。すなわち、一日の出兵延期にともなう藩主出馬策は、広沢とともに中山らにも伝わっていたのである。

藩主の率兵上京は、中山らが強く要求していたものでもある。またもや、挙兵延期（失機改図）となった事態において、挙兵を確かなものにするためには、中山らにとっても藩主の出馬は実現しなければならない。そこで、挙兵を正当化し藩主出馬を促す「宣旨」、すなわち討幕の密勅を大久保らが鹿兒島へ発つ前の一三・一四日、自らの判断で降下したと考えられる。そして、大久保に密勅を授けた正親町三条実愛は、密勅の「請書」を要求している。「請書」を受けた中御門経之が大久保に「実々難得品厚志不浅……忝存候、両卿（中山・正親町三条）へも可伝旨承知致候、定而大悦之事ト存候」と「難得品」（「請書」）の礼を述べているように、公家側も討幕の密勅を重要なものと捉えているのである、

これまでの研究（とくに井上勲『王政復古』）では、失機改図により藩主出馬の必要性が生じ、そのために一〇月一日に討幕の密勅が申請され、中山らがそれを受けて降下したと説かれてきた。これに対し筆者は次のように捉える。武家側（薩長両藩）が討幕の密勅を申請した（一〇月六日）のは、藩主出馬策登場前の挙兵計画に基づくものである。そして、これを受けた公家側は武家側に挙兵延期という混乱が生じるなか、藩主出馬を必須と考えて能動的に薩長両藩主宛に降下したのである。

二 王政復古と天皇親政

(1) 討幕の密勅までの挙兵計画のなかで

討幕の密勅の提起から降下にいたる私見は以上のものである。次いで、本題の王政復古に込められた意図の検討に移ろう。まず、討幕の密勅降下までの時期である（慶応三年五月二十九日から一〇月一四日まで）。前述のように五月二十九日に決定した京都薩摩藩邸の挙兵計画では、めざすものは「朝廷の御基本」を立てること（六月一六日）であり、「王室恢復」（九月一日頃）であった、まさしく王政復古である。こうした薩摩藩の意図は、七月二六日付の長州藩主父子（毛利敬親・元徳）が鳥津久光宛書簡で、「当春已来、皇威御回復、朝政御基本凜然立させられん為、頗被為尽御誠力、不堪欽慕……只管政權帰上、万民安悦仕候様有之度祈願候」と述べていることから明らかである。

そして、大政奉還をめざす土佐藩でも後藤象二郎は、六月一七日に「大政ハ宜シク朝廷ニ帰シ、王政復古、以テ海外万国ト並立ノ大業ヲ立ツヘシ、是レ今日ノ急務タリ」と主張していた。この土佐藩と六月末に結んだ薩土盟約（約定書）は、その前文には「王制復古……国ニ二王ナシ、家ニ二主ナシ、政權一君ニ帰ス、是其大条理」とあり、その「旨主」には「国ニ二帝無シ、家ニ二主ナシ、政刑惟一君ニ帰スヘシ」とある。王政復古を果して政權（政刑）を「一君」（天皇）に「帰ス」、という天皇親政を「大条理」としている。薩摩藩と土佐藩は、天皇親政をめざして盟約を結んだのである。

次いで盟約は、めざすべき具体的な内容として七項目を掲げている。第一項目は「天下ノ大政ヲ議定スル全權ハ

朝廷ニ在リ、我皇國之制度・法則、一切之万機、京師之議事堂ヨリ出ヲ要ス」となっている。王政復古後の「全権」（主権）は「朝廷」にある、換言するならば、国家意思の最高・最終決定権は朝廷（天皇）が掌握するということである。これが王政復古の主眼であり、「制度法則」という国家意思を形成・決定する（議定）機関として「議事堂」を設置するのである。「議事堂」は第三項目では「議事院」と称されているが、上下二院制をとり議員は公卿から「庶民」にいたるまで「正義純粹」の者から「選挙」するとしている。公議政治の採用である。土佐藩との盟約（薩土盟約）を解消しても、薩摩藩は「根元、御隔意ナク」と土佐藩に申し入れており、王政復古による「議事堂」設置には「隔意」はなかった。

ところで、前掲『藝藩志』（第二巻）は密勅の申請日を一〇月八日とし、この時に「呈出」した三藩の「盟約諸書」として、五点の文書を収録している。⁴⁹ 五点の文書とは、①三藩「要目」、②密勅の趣意書、③密勅の申請書、④拳兵当日のスケジュール、⑤王政復古後の政策要綱である。前述のように、これらのなかで一〇月八日に提出したものは①だけであり、②・③はそれに先立つ一〇月六日の提出と筆者は推定する。なお、②の趣意書の末尾には、注記として次の記述がある（『藝藩志』のみに見られる記述）。

右大略之趣意を著すものにして挙旗之日列藩ニ布告し、為國家神速義拳紹述あらん事を願ふ之文意を加へ回達し、尾因備等之藩同盟之藩より是非御使者可被差立事

日本滞留之各國公使へ殊更御手厚御使者を以、書面は勿論義拳之意を令諭解候條肝要之事

挙兵とともに（「挙旗之日」、趣意書を各藩に布告し、各國公使へも通達すると言う。武力倒幕に向けた「義拳」の正統性を掲げ、諸藩に共闘を呼び掛けることは、薩摩藩拳兵計画で見られていた。しかし、各國公使への「義拳」通告意図は、薩摩藩では確認できないものである。

そして、④と⑤は『岩倉公実記』などの諸文献には収められていない。したがって、提出されたのか否かは不明と言わざるを得ないが(⑤は提出されたと思われる―後述)、その内容を見ていこう。

④挙兵当日のスケジュールは次のようになっていいる。「決拳之日」(挙兵日)は「正三卿其餘有志之堂上」らが参内するや否や、「禁闕」警衛として「軍兵」を「繰出し」て六門を封鎖し、他の公卿の参内を阻止する。そして、同時に「若州邸」と「守護職邸」に「軍兵」を「繰出す」。このようにするならば、「朝議之顛倒」はなく「宣旨降下」は間違いない、「我軍順逆之當を得る」ことは「必せり」。なお、ここにある「宣旨」は、「我軍順逆之當を得る」とあるように、挙兵の正統性を得るための「宣旨」、すなわち討幕の密勅である。⁵⁰ 御所の軍事的制圧と京都での挙兵↓討幕の密勅降下、という薩摩藩の挙兵計画に基づくものとなっている。

次いで、⑤政策要綱は、前文と四項目から成っており、前文には次のような箇所がある(前文のみ、佐々木克他編『岩倉具視関係史料 下』(思文閣出版、二〇二二年)、六五―六六頁に収録されている)。

宇内之形勢一大変之今日に相及候而者、皇国之国体制度御礼正、後世二亘り萬国ニ臨ミ不可愧之大条理ヲ以テ不拔之固是一定……中興之御盛業被施行候儀根本至要之急務と奉存……爾後征夷將軍職は被廢、大政を朝廷ニ奉歸、賞罰之柄与奪之事天子ニ出、大ニ政度を御変更被為在、皇国之大基礎相居、皇威恢復之英断を以、朝命
降下相成候様奉願

王政復古(「大政を朝廷ニ奉歸」とは、天皇(天子)に国家統治の権力(「賞罰之柄与奪之事」)を与えるものとしていいる。すなわち天皇親政である。なお、ここで言う「朝命」とは、討幕の密勅ではなく、王政復古を告げる「朝命」、後に発令された「王政復古の大号令」のようなものであろう。

そして、政策要綱として四項目を挙げる。①「国事を議定する一院」(上下二院制)設立、②「道理明白」な新

条約の締結（条約改正）、③「海軍局」設置、④大坂遷都である（これらのうち、①と②は薩土盟約、①・②・③は土佐藩の大政奉還建白に掲げられている）。他の「大政変革」についての「瑣々たる条件」は、「衆議一定決拳」の後に論ずるとしている。

④の大坂遷都論は、王政復古後（慶応四年一月一八日）に大久保利通が提起するが、すでにこの時期に政策課題として登場している。「因循無限堂上之大弊を一洗し……尽く人心を新にする之良法、是にしくべからず」という主張は、大久保遷都論の先駆けとして注目すべきことである。

討幕の密勅までの挙兵計画のなかでめざされていたのは、なによりも天皇親政を志向する王政復古であった。このことは、公家倒幕派の岩倉具視においても確認できる。『岩倉公実記』中巻が、一〇月九日に岩倉が中山忠能に提出したものとする「王政復古議^⑤」という文書がある（文書の日付は「十月」のみ）。この文書は、前掲『藝藩志』収録の⑤の前文と近似している。そこには、次のように記されている。

大条理ヲ以テ不拔ノ御国是ヲ確立シ、衆心一致皇威ヲ内外ニ宣揚シ、中興ノ御鴻業ヲ施行セラル、ハ至大至要ノ急務……名分紊乱ノ制度ヲ以テ萬国ト御対峙ハ相成リ難キ……断然ト征夷將軍職ヲ廢止セラレ、大政ヲ朝廷ニ収復シ、賞罰ノ權与奪ノ柄皆朝廷ヨリ出……皇国ノ大基礎ヲ確立シ、皇威恢張ノ大根軸ヲ確定セラレ度、非常ノ御英断ヲ以テ速ニ朝命降下相成候

傍線部に見られるように、同一文書と思われるような内容である。したがって、⑤は岩倉に提出され、それを受けた岩倉が少し手を入れて作成したものではなからうか（前掲青山論文は、⑤を「土佐の政權奉還建白の「別紙」に相当する」と述べているが、⑤と奉還建白は別文書である）。岩倉名の文書では、「賞罰ノ權与奪ノ柄」の掌握は、「天子」ではなく「朝廷」となっている。しかし、前述のように岩倉は、一〇月六日に品川弥二郎を交えて大久保

と王政復古に向けて熟談しており、天皇親政を構想していたことは間違いない。

(2) 大政奉還から王政復古へ

「はじめに」で記したように、大政奉還は薩摩藩倒幕運動の路線に変更をもたらしたのか否かについて、現在見解が分かれている。大政奉還によって、武力倒幕からクーデター方式に「変化」したとするのが、前掲高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』と前掲原口清『王政復古への道』である。これに対し、武力倒幕からクーデターという捉え方自体を批判するのが、前掲佐々木克『幕末政治と薩摩藩』と前掲三宅紹宣『幕末維新の政治過程』である。この点では両者は共通するが、前者は武力倒幕を否定してクーデター計画の「修正」とし、後者は武力倒幕の目標は「断念」されることなく、その「手順修正」であるとする。こうした研究状況を勘案しつつ、大使奉還以後の動きを見ていこう。

討幕の密勅降下までの挙兵計画は次のようであった。王政復古をめざして御所を軍事的に制圧して天皇の身柄を確保し、京都・大坂の徳川(幕府)勢力へ奇襲攻撃をかけて甲府城を占拠する。そして、討幕の密勅を戴いて他藩との共闘によって、幕府との全面戦争をも企む軍事行動を起こす。こうした、挙兵計画(構想)を修正させたのが大政奉還である。

倒幕の密勅を申請した小松帯刀は、二条城での大政奉還に対する幕府の諮問に応えた一〇月二三日、大久保に次のような書簡を送っている。二条城では「殊之外之運」となり、「王政復古之義」は「十分二相立、実ニ意外之事」であり、明日には奏聞と決した。²² 大政奉還は一五日に勅許となり、諸藩主に上京が命じられた。討幕の密勅を与えた正親町三条実愛も、勅許日(一五日)の日記に次のように書いている。大政奉還により「王政復古千載之一時、

當今の美事也、有志之輩不堪雀躍」であり、今後は「公明正大至理至当之政令」が出され、「人心帰服追々天下泰平」となるであろう。⁵³ 兩人とも王政復古が実現するものと大政奉還を評価している。

しかし、大久保や西郷は大政奉還によって王政復古が実現することには懐疑的であった。両名は討幕の密勅に基づく挙兵策を実行すべく、小松とともに藩主出馬を促すため一〇月一七日に鹿児島に向け京都を発つ。一〇月二六日、小松・西郷・大久保は藩主島津忠義とその父久光に「逐一言上」し、二七日に「衆議」が行われ、二九日に藩主忠義の率兵上京が決定した⁵⁴（鹿児島発は一月一三日）。そして、一月一日には忠義の家老宛「親書」が出され、上京の趣旨が次のように述べられる。

今般於朝廷、天下之大政被為聞食候旨仰出……我等早々上京候様、召命ヲ奉蒙候……此度政權ヲ朝廷へ奉帰、諸侯来会、公議ヲ以御基礎被為立度ト之機会ニ相当候……大政一途ニ出正姦黜陟、断然御変革之御実跡相挙リ候儀、別テ不容易重事……宝祚之御浮沈ニ相拘リ候御大事之時節、豈是ヲ捨彼ヲ取、他ヲ顧為ニ暇アランヤ、此上ハ尽死力……挽回シ鴻業ヲ相遂度⁵⁵

大政奉還により王政復古が「仰」せられたが、「大政」が「一途」に出ることや「正姦」の「黜勅」など、「変革」の「実跡」を挙げることは「容易」ではない。したがって、「死力」を尽して「鴻業」（王政復古）を実現させるために上京するのである。大政奉還の実効化により、真の王政復古を実現させるという強い決意表明である。この表明には大久保や西郷の意志が反映されている。大政奉還が勅許されても、大久保や西郷の挙兵計画には修正は見られない。

一方、公家倒幕派は大政奉還により挙兵計画の修正を図るようになる。一〇月一九日、中山忠能は中御門経之に討幕の密勅の「延引」を提起し⁵⁶、一〇月二一日に討幕の密勅実行を暫く猶予する沙汰書を、中山・正親町三条・中

御門の連名で作成する。「慶喜が」国政を返上し、深以悔悟恐懼申立」たので「十四日之条々暫見合」わせ、それを「実行」するや「否」や「勘考」することを「再被仰出候⁵⁷⁾」。大政奉還により王政復古が実現するかどうか見極める（「勘考」）ため、暫く討幕の密勅実行を猶予（「見合」）するということものである。

公家側では前述のように正親町三条は大政奉還を好意的に捉えているが、中御門は大政奉還の実効性に懐疑的であり一〇月二四日、中山忠能に次の書簡⁵⁸⁾を送っている。大政奉還自体は「条理」が立つが、慶喜は「例の狐狸」から大政再委任を「周旋」し、摂政をはじめとする朝廷首脳部に「賄賂」を贈るなど「姦計」を企んでいる。

大政奉還により王政復古が実現すると判断するならば、討幕の密勅は当然中止となる。しかし、「見合わせ」という猶予（延期）にしたことは、倒幕派公家らの大政奉還に対する評価の差異によるものであった。

鹿児島で藩主の率兵上京を決定させた大久保は、藩主に先立って十一月一〇日に鹿児島を発ち、京都に帰ってきたのは一五日であった。翌一六日に大久保は岩倉を訪ね、「秘物云々ニ付御内慮云々申上る⁵⁹⁾」と、討幕の密勅（「秘物」）についての藩主忠義の考え（「御内慮」）を伝えた。大久保は、討幕の密勅猶予については何も記していないが、当然岩倉から知らされたであろう。それは、翌一七日の正親町三条との会談内容から明らかである。正親町三条は、その会談の様子を次のように記している。

大一（大久保）来談……一（慶喜の）悔反に付先尽力、不奉戴は、其時以御趣意可行のこと、一実効無之時のこと、一十廿一更御沙汰のこと示談、全符合、安心之旨示候⁶⁰⁾

正親町三条は、討幕の密勅猶予（「十廿一更御沙汰」）について「示談」したところ、大久保は全く「符合」すると答えている。前日に岩倉から知らされていたからであろう。そして、大久保は慶喜の「悔反」（真の反省）に「尽力」するが、大政奉還の「実効」があらわれなければ、討幕の密勅（「御趣意」）を実行する、と密勅猶予に沿った

考えを述べている。鹿児島で確定した大政奉還に関わりなく、即時挙兵する計画の変更である。

一方、討幕の密勅猶予を知らない薩摩藩では、藩主島津忠義が西郷とともに一月一三日に鹿児島を発ち、途中一八日に長州藩主毛利元徳と薩長「要件三条」を結ぶ。そこには、一月二八日に京都で薩摩藩が「挙兵」して御所を制圧し、と同時に西宮駐在の長州藩兵が入京する旨が明記されている。そして、同日の「約定書」では大坂を「根拠」とし、その「守衛」は三藩（薩長芸）が担当するが、京都（御所）制圧は薩摩藩の「専任」とし、天皇は西宮から安芸藩へ導いて身柄を確保するなどが定められた。⁽⁶¹⁾ 大政奉還勅許に左右されない、討幕の密勅に沿う薩長挙兵計画である。

西郷隆盛が藩主島津忠義とともに、京都に着いたのは一月二三日であった。そして、討幕の密勅猶予に基づく行動に修正した大久保は、二五日に西郷らと今後の方針を「評議」する。大久保はこの内容を二六日に品川弥二郎と岩倉具視に、二七日に正親町三条美愛と中山忠能にそれぞれ報告している。大久保の方針を正親町三条は、次のように記している。

大本来談、一改心之上は、今日之時宜^{内詔也}を以可行決論のこと、一追書^{同上}は先、模様分る迄、御見合願の由のこと……一復古の日、必至尽力のこと、一同上早々決定、遅緩に而は差支のこと……一至理至当に成候へは、宜候へ共、不至は無據のこと、一樹辞職、降侯列慎居、御命に従ひ候へは寛大のこと、一会桑粗同上、職務免、退去のこと……一議事院等は衆所知、於朝廷太政官を被置、其人を可被用のこと⁽⁶²⁾

慶喜が「改心」したならば、密勅猶予（「内詔」）に従って行動するが、情勢（「模様」）が分かるまで、猶予（「追書」）の正式な降下は見合わせて欲しい。王政復古決行に「必至尽力」されたいが、その日程を早く決めて欲しい。慶喜の「改心」が見られないならば、止むを得ず（「無據」）挙兵する。勅命により慶喜に將軍を辞職させ、諸侯の

列に降ろして謹慎させる。これに従えば「寛大」な措置をする。会津・桑名藩は、免職として帰国させる。王政復古後、朝廷に太政官を置き、広く賛同を得ている（衆所知）議事院を設け人材を登用する。これが、薩摩藩の今後の方針である。

王政復古を目的とする挙兵策であったが、大政奉還により公家側が挙兵猶予論を提起した。この提起によって大久保ら薩摩藩は、京都・大坂挙兵策を封印せざるを得なくなり、勅命方式のクーデターによる王政復古の実現へと転換したのである。薩摩藩の方針転換を聞き、これを長州藩庁に伝えた品川弥二郎書簡が「公卿之条理を申さる、二ハ、いかなる〇十も致し方無之ト申候」と冒頭で述べ、「不日惣参内、太政官ヲ立、即日將軍ヲ諸侯ノ列ニ下し、会桑を奪職、帰国ヲ命し、我藩の兵ヲ入ル、等の勅を下し」と報じている通りである。

挙兵策を封印して勅命による王政復古を目指す方式は、一月二九日に大久保が正親町三条に述べたクーデター計画からも明らかである。

（鳥津忠義率兵上京は）此機会十分之王政復古之基本ヲ立度旨之見留ニ而、是非断然之尽力ニ非されは成功難致、平々之尽力を以御基本相立候事は不存寄候……神速御運不相成候而は実ニ御大事ニ奉存候、今般両三藩大兵を引上京仕候義は、偏ニ朝廷ニ御兵力を備、至理至当之筋を以基ヲ開、反命之者可掃蕩之決心ニ候、如此一大機会と云ものは千載之一時ニ無之……非常之御尽力無御座候而は大ニ失望可仕事と存候⁶⁴

薩摩藩主鳥津忠義が率兵上京したのは、あくまでも「王政復古之基本」を立てるためである。クーデターにより基本を立てるには、「反命」者に対して「掃蕩」できる「兵力」が必要である。このたび薩長芸の三藩が「大兵」を引き連れて上京したのはそのためである。そして、「反命之者」には「掃蕩」と言う。「命」の具体的内容とは何であらうか

大久保は二月五日、クーデター計画を藩庁へ報告している⁽⁶⁵⁾。そこで、慶喜には「尾越二命せられ十分反正謝罪之道ヲ御内諭有之、官一等ヲ降領地返上侯列ニ下、罪ヲ闕下ニ奉待」、会津・桑名藩は「反正之廉無之……守護職所司代ヲ被廢候付、早々帰国御沙汰奉待様御達……反命する者は直ニ御追討」と述べている。「命」とはいわゆる慶喜の辞官納地と会津・桑名藩の免職・帰国である。武力発動(挙兵)は、この「命」を拒否する場合であり、クーデター当日の出兵は宮門警備に限定しており、全面的挙兵は意図されていない。

そして、王政復古による新政府では「太政官ヲ設ケ、三職被置総督議定參與、人材御登庸賢侯有志公卿官武無差別、所謂衆議粹出議事院ノ法ニ倣而、參與ノ職ニハ堂上地下之差別なく陪臣草莽トいえとも人傑を以御拔擢」する。新政府では、太政官を設け「総督議定參與」の三職を置き、広く人材を登用して「衆議」を「粹出」すると言う。

討幕の密勅猶予令によって、一月二五日に大久保らが新たに打ち出した王政復古クーデター計画は、公家倒幕派や土佐藩の後藤象二郎によって修正が加えられ⁽⁶⁶⁾、二月五日には策定されたのである。

クーデター決行の前日である二月八日、大久保は西郷・岩下方平との連名で岩倉具視に対し、クーデターに賭ける意図を改めて次のように申し入れている。あくまでも「王政復古之御基礎」を立てるのが目的であり、今後は「太政官代三職之公論」をもって「大政」を議定する。現在の「危」に至った「大罪」は幕府に帰する。このことは、先々の討幕の密勅にまで及ぶことである。慶喜に「反正」を求めて辞官納地を実行させ、「闕下」に「罪」を「謝」させることは、「寸分」も「動揺」しないように⁽⁶⁷⁾。

幕府(徳川慶喜)の「罪」を「討つ」ということは、討幕の密勅の主張であった。討幕の密勅段階では、武力による倒幕が意図されていた。しかし、大政奉還と討幕の密勅猶予令により、武力発動は抑えられて、クーデター方

式に転換した。武力倒幕からクーデターによる王政復古への修正である。大政奉還は薩摩藩倒幕運動に大きな影響を与えたのである。武力倒幕論を封印した後、大久保らは慶喜に「反正謝罪」を求める案件として、辞官納地問題を位置づけたのである。

(3) 王政復古クーデター

二月八日、岩倉具視は自邸に薩摩・土佐・越前・尾張藩士を呼び寄せ、クーデター計画を披瀝し、明日(九日)付の藩主参内の「御書付」を渡す。「御書付」には、「不容易大事御評決之儀有之、唯今参朝可有之」と記されている。⁶⁸ 九日のいわゆる小御所会議は、「大事」を「評決」するために招集されたものであり、休憩をはさんで二回に分けて開かれている。この二回にわたった小御所会議の様子について大久保は、二月一二日に養田伝兵衛宛書簡で次のように報じている。⁶⁹

一回目は、王政復古の头号令の「発表之手順」である。すでに「内定」しているが、「宮公卿列侯藩士」まで「衆評」を尽して「一応退散」し、「三職」(王政復古の头号令)が「命」じられた。その後「再度」(二回目)、「御評議」した。議題は二つあった。一つは慶喜の辞官納地問題であり、尾張・越前「両侯」の「周旋」と決し、その旨が「両侯」に「命」じられた。そして、二つ目は会津藩の京都守護職と桑名藩の京都所司代罷免問題であるが、会議中に慶喜から両藩の罷免「願」が「朝廷」に出されたので許可した。

このように、王政復古の头号令は第一回小御所会議の「評議」・「衆評」を経た後、「命」として発令されている。⁷⁰ そして、その头号令は「王政復古、国威挽回之御基被為立候間、自今撰関、幕府等廢絶、即今先仮二総裁、議定、參與之三職ヲ被置、萬機可被為行、諸事神武創業之始二原ツキ……至當之公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可被

遊覧⁽⁷⁾と宣言する。王政復古の「基」を立てるので、摂政・関白や幕府を「廃絶」し、朝廷内に仮に「三職」を置いて「萬機」を行わせる。そして、「萬機」を行うにあたっては「公議」を尽せ、というのが「叡念」であると言う。王政復古とは、朝廷の「三職」が「公議」を尽して「萬機」を行うことである。主眼はあくまでも朝廷の「萬機」執行にあり、「公議」ではない。

ところで、王政復古の大号令には天皇の名が全く登場していない。「はじめに」で紹介した「一切の天皇親政への志向はない」と評される所以である。しかし、王政復古の大号令は「叡念」(天皇の考え)であると説くように、天皇の意思として発令されている。決して「志向」がないわけではない。王政復古後の天皇の動きや天皇の位置づけをみていこう。

天皇は前述のように、一二月九日の第一回小御所会議後に王政復古の大号令を発令し、同夜の第二回会議にも臨席していない。そして、一二月一三・一四日の三職会議(王政復古の大号令の文面修正問題)にも臨席していないが、一四日の会議には総裁の有栖川宮と議定の仁和寺宮と山階宮の三皇族も出席しなかった。すると天皇は同日、議定の中山忠能・正親町三条実愛と参与の大原重徳・万里小路博房を呼び寄せ、「三宮不参ニ付早々可有出仕可申達旨被仰下⁽⁸⁾」と三皇族の出仕を求める「達」を渡している。翌一五日には、「議定参与等一同召御前、被慰勞尚可尽力被仰下⁽⁹⁾」と議定・参与を慰勞し、個別に議定の島津忠義を「召出⁽¹⁰⁾」し、さらに諸侯の招集を「催促⁽¹¹⁾」している(諸侯招集令は一八日に出されている)。

ところで、王政復古の大号令で「仮ニ」設置されたのが、総裁・議定・参与の三職である。三職の人名は列記されているが、権限や職務は何も記されていない。三職の職掌が明記されるのは、翌慶応四年一月一七日の「三職分課⁽¹²⁾」である。いわゆる三職七科の制であり、そこで総裁が「萬機ヲ総裁シ、一切ノ事務ヲ定決ス」、議定が「事務

各課ヲ分督シ、議事ヲ定決ス」、参与が「事務ヲ參議シ、各課ヲ分務ス」と規定された。王政復古後一か月間の三職会議は、三職の職掌が不分明のまま開かれていたのである。

三職については、原口清「明治太政官制成立の政治的背景」⁷⁶が検討している。同論文によれば、三職の構想が初めて見られるのが中御門経之「国是建言書」（慶応三年一月下旬の作成と推定）である。同建言書は「太政官代」を設け、その構成員として「国事総裁職」・「国事議定」・「国事参預」の三職を置き、彼らが「衆議」を尽して決定するとある。しかし、三職の職掌は記されていない。次いで、大久保の養田伝兵衛宛書簡（二月五日）には、「総督」・「議定」・「参与」とあるが、これも職掌には触れていない。

(4) 天皇親政の表明

朝廷で「萬機」を執行する三職の職掌が未確定のまま、新政府は出発しており、天皇の位置づけも明確にされていない。天皇の名は、外国への王政復古通告文のなかに現れる。王政復古という新生国家のシステムを外国に説明するにあたっては、天皇の位置づけを明らかにしなければならなかったのである。

二月一三日、前將軍徳川慶喜は京都二条城から大坂城へ移った。すると大坂にいたイギリス公使パークスをはじめ各国公使は、慶喜との会見を求めた。これに応じるかたちで、一六日に慶喜は六か国（仏・英・伊・米・李・蘭）公使を大坂城に招き、外交権は引き続き自ら（慶喜）にあることを次のように告げる。王政復古は「数名の諸侯、兵杖を帯して、禁門に突入」し「公議を待たず將軍職をも廢」したものである。「追々全国の衆論を以て、我が国の政体を定る」までは、「始終の交際を全するは余か任にある」⁷⁷。王政復古を否定する見解を各国公使に明言したのである。

こうした慶喜の動きと前後する頃、新政府内でも「外国へ御国体御変革御示御急務云々、薩藩より今日申立一同同意也」⁽⁸⁷⁾、と同月一五日に王政復古通告文問題が薩摩藩から提起された。そして、一七日に大久保が「外国御布告一條御評議有之、草稿此方より差上一同無異論」⁽⁸⁸⁾と記しているように、大久保によって布告文の「草稿」(寺島宗則の起草)が作成された。そして、一八日に「外夷御応接初之義、実以不容易大事件に付、宜く熟考を被逐、参朝之上見込之旨言上」⁽⁸⁹⁾せよ、と議定・参与に「草稿」についての意見が求められた。「草稿」は前文と三か条から成っている。前文には「朕は大日本天皇にして、同盟列藩の主たり……列藩會議を興し、汝に告る」とある。そして、第一条は將軍職の廃止、第三条が条約締結者名の「大君」から「朕」への変更であり、第二条に天皇の位置づけが次のようにある。

第二、大日本の総政治は、内外の事共に皆同盟列藩の會議を経て後、有司の奏する所を以て、朕之を決すへし列藩會議↓「有司」の奏請↓天皇の裁決とあるように、天皇は国家意思の最高・最終決定者として位置づけられている。天皇親政の理念そのものである。この布告文は、一月一九日に「夷国へ御布令書付決衆議」⁽⁹⁰⁾之後議定、三宮三卿等参御前言上被天許了⁽⁹¹⁾、と「衆議」により議決した後、「三宮三卿」が奏請して天皇の裁可を得ている。そして、翌二〇日に議定の署名が求められた。

しかし、議定の浅野茂勲・松平慶永・徳川義勝・山内豊信の四名は署名を拒否する。拒否理由を松平慶永は次のように述べている(他の三名も同意見)。列藩會議といっても「僅に五藩」のみであり、「全く天下の會議」を聞いての「所置」ではない。布告文中に「列侯會議之上と被為在」とある。「段々列藩も上京」⁽⁹²⁾するであろう。したがって、上京まで「會議を被為待、篤と公議之上御布告」⁽⁹³⁾すべきである。松平慶永らは、列藩會議を経ない「所置」は認められないと主張しているのであって、天皇が最高・最終決定者であるという天皇親政の理念に異論を唱

えているわけではない。

慶永らの拒否理由について大久保は、「必定徳川氏ヲ憚り候而ノ事ト被伺候⁸⁶」、と蓑田伝兵衛に伝えている。列藩会議云々は口実であり、慶喜への配慮による反対であろうと推測している。前述の十二月一三・一四日の三職会議では、「列侯会議」を経ずに慶永らは王政復古の号令修正を決定している。にもかかわらず、外国への通告文決定は「列侯会議」を経ない「所置」と反対しているのである。

前述のように慶喜は、一月一六日に六か国公使に対し、外交権は引き続き自ら（慶喜）にあることを言明していた。慶喜擁護派の慶永らは、こうした慶喜発言を否定する通告文を認めることはできなかったであろう。大久保の推測は的を射ていると思われる。慶喜擁護派の山内豊信は、二二日に通告反対の建議書を提出して次のように言う。天皇を「列侯会盟ノ主」とすることは「事理的当ノ御文体」であるが、京都に居るのは「僅ニ五六藩」のみである。慶喜も今後は「列侯ノ地位」に「閣」するので、通告文は慶喜も含む「諸侯ノ衆議」を「参考」として決するべきである。それまでは、慶喜に大政奉還の旨を外国へ「演舌」するよう命じるのが適当である⁸⁷。

慶永らの署名拒否により、二二日に在京諸藩主と藩主が在京していない藩には重役に対し「衆議」を問うことになった（「神山郡廉日記」）。ところが、総裁有栖川宮は在京藩主のみに「今日午刻」までと時限を設けて「一応下問」し、直ちに明日にも「勅使」を派遣するよう「命」じている。岩倉はこうした有栖川宮の対応を「真ニ総裁たる所に候」と大久保に伝えている⁸⁸。議定の署名拒否に対して総裁有栖川宮は、二二日に勅使派遣を決めていたのである。しかし、翌二三日の「朝議」は通告文を「暫時之處御見合」にすると決定した⁸⁹。

天皇の裁可を得て、総裁も進めようとした外国への王政復古通告は、大坂に割拠する慶喜勢力への配慮によって延期されたのである。天皇親政の理念は掲げられたが、名目的に過ぎず何ら実体を伴わないものであった。また、

三職のトップに据えられた総裁も指導力を發揮できず、形式的な存在でしかなかった。実体化を阻んでいたのが、慶喜の存在であった。

通告文の延期が決定された二二日、次の沙汰書が各藩に向けて出されている（二五日には京都三条大橋に掲示される）。

徳川内府、宇内之形勢ヲ察シ、政權ヲ奉歸候ニ付、朝廷ニオキテ萬機御裁決被遊候ニ付テハ、博ク天下之公議ヲ取り、偏党ノ私ナキヲ以テ、衆心ト休戚ヲ同フシ、徳川祖先之制度美事良法ハ其儘被差置、御変革無之候間、列藩此聖慮ヲ体シ……皇国ヲシテ一地球中ニ冠超セシムル様……御沙汰候事⁸⁸

朝廷が「萬機御裁決」するに際しては「公議」を取り入れ、「徳川」の「制度美事良法」を継承するのが「聖慮」であると言う。朝廷が国家の最高意思を決定する体制のもとで「公議」を採用する、という王政復古の大号令の確認宣言であるが、旧幕府の「良法」継承は慶喜擁護派の主張を取り入れた「聖慮」であろう。周知のように慶喜擁護派の優位は、二三・二四日の三職会議の辞官納地問題の議論にも見られる。慶喜有罪論に基づく強制的な領地返上論は否定され、慶喜無罪論から政府経費のための提供とし、返上の量も「公論」での確定という決定である（この決定も「列侯会議」を経ない「所置」である）。

朝廷の「萬機御裁決」沙汰書が出された五日後の二七日、天皇は御所の門前で薩長土芸四藩の調練（軍事訓練）を三職とともに見ている。天皇が姿を現す数少ない例である。ちなみに、この調練に対して大久保は、とくに薩摩藩兵について「壯觀也大ニ感動スルニ至る⁸⁹」と感慨を記している。

鳥羽伏見の戦いが勃発する前日の慶応四年一月二日、三職会議が開かれた。議題は、慶喜の上京（政府への参加）問題と延期されていた外国への通告文問題である。前者は慶喜上京に伴い会津・桑名を帰国させるか否か、意

見が分かれ審議未了となつた。後者は王政復古通告のため、兵庫駐在の各国公使に対する上京の要請であり、この要請を慶喜に委任するということである。慶喜への委任状には「是迄之手続も有之事候へは」とあるように、旧幕府の実績を考慮しての措置であつた。この議案は決定された（この決定も「列侯会議」を経てない）。慶喜の評価はここまで高まつたのである。ただし大久保は、一二月の外国公使への慶喜発言を次のように厳しく批判していた。慶喜は「君家之事ヲ挙ケテ悪事」とし、自らの「罪ヲ置テ他ヲ狂暴」と唱えたことは、「実ニ不可捨置」の「大事」である。⁹¹

鳥羽・伏見の戦いで徳川軍が敗北し、一月七日に慶喜追討令が出されると、慶喜擁護派の勢力は急降下する。外国公使上京要請の慶喜委任を説いた大久保は、早くも鳥羽・伏見で戦闘が始まつた三日、「外国へ上京被命候義断然御施行」⁹²と政府自ら外国公使上京を命じるべきと主張する。そして、外国への通告国書は一〇日に作成された。国書は次のように言う。

日本国天皇、告各国帝王及其臣人、嚮者將軍徳川慶喜請歸政權、制允之、内外政事親裁之、乃曰、従前条約雖大君名称、自今而後尚換以天皇称、而諸国交際之職、専命有司等、各国公使諒知斯旨⁹³

天皇が「内外政事」を「親裁」する、という天皇親政理念の初めての表明である。この国書は一月一五日、勅使東久世通禧（参与・外国事務取調掛）によつて六か国（仏・英・伊・米・李・蘭）公使に手交された。会見の席上、仏公使が「自今天皇御国政ヲ執り御全国治平ニ及ハ、各国共ニ悦フ所ナリ」と尋ねると、東久世は「天皇親ヲ国政ヲ裁スルニ於テ固ヨリ全国信服スルハ論ナキナリ」と答えている。⁹⁴

一二月九日の王政復古の大号令では、朝廷の「萬機」執行のみであり、天皇の名は無かつた。その八日後の一七日、王政復古を外国に通告する文に「総政治」は「朕之ヲ決スヘシ」、という天皇親政の理念は打ち出された。し

かし、慶喜の存在がその理念の公表を阻んでいた。慶喜「朝敵」処分によって、翌年一月一五日に天皇親政は諸外国へ公表されたのである。

天皇親政の理念が外国に表明された一月一五日、国内には対外和親の布告が出されている。すると翌一六日に天皇は、副総裁兼議定の三条実美と岩倉具視、議定の正親町三条実愛および参与の万里小路博房の四名を呼び寄せている。そして、天皇がこの布告に対する疑義を次のように述べた、と正親町三条は記している。

外国のことに付、布令書被為見下、此通りに而は如何、国辱に不相成様、衆議取計候様被仰下、右は既精々相
尽、御国辱に不相成様、致置事故、今更取計方無之、右之分に而御宣旨、実美申上、左候は、夫に而宣旨、
被仰下候⁶⁵

天皇は布告を読んで、「和親」の表明は「国辱」(「攘夷」から「和親」への転換)となるのではないか、そうならないように「衆議」を尽せと命じた。これに対し三条は、「国辱」にはならないようにしたので、「今更」協議することはないと応え、天皇は同意している。対外和親の布告の決定に天皇は関与しておらず、事後に報告を受けていたのである。「内外政事」を「親裁」という、天皇親政理念は未だ実体化していなかった。

こうした状況を打破すべく大久保は、一月一七日に大坂への親征行幸をさらに翌一八日には大坂遷都を建議する。天皇が「大政親臨」し「萬機を被為聞食」という、政治的君主に創造しようという企図である⁶⁶。その後、三月の五か条の誓文を経た閏四月四日、親征行幸先の大坂で供奉の公卿・諸侯以下の人々に次のような「書附」が示される。天皇親政理念の国内に向けての初めての表明である。

御誠誓二被為基……萬機御親裁、内外之大勢御統馭被為遊候叡慮之旨、被仰出候二付、上下厚ク奉体シ、各々
其分ヲ可盡御沙汰候事⁶⁷

大坂親征行幸から天皇が、京都(御所)に戻ったのは同月八日であった。そして、同月二日には大久保が起草した万機親裁の布告(「主上……先般御誓約之御旨趣モ有之候……萬機之政務被聞食候」)が出される⁸⁸。そして、同日の政体書で「萬機ヲ総へ一切ノ事務ヲ裁決ス」る総裁が廃止され、天皇を「輔佐」する輔相が新たに設けられる。

天皇の万機親裁が王政復古の大号令で表明されなかったことについては、万機親裁の布告と同日に発せられた「近習心得」で次のように述べられている。

今般神武之創業ニ被為基、御新政被為行候處、未御壮年ニ(不)被為涉、総裁諸職ニ被任候得共、遂ニ御宸断ニ不被為出候テハ、決テ難相成者勿論ニ候⁸⁹

王政復古(「神武之創業」)に基づく「新政」にあたっては、天皇が「壮年」になっていない(元服前)ので「総裁」等に任せてきた。しかし、「遂ニ(いよいよ)「宸断」に出ることが「勿論」になった。天皇が元服前であるので、「総裁」を設置したとしているのである⁹⁰。元服は王政復古から一カ月後、慶応四年一月一日に行われている。同日は前述のように、天皇親政理念を表明する国書が外国公使に手交された日でもあった。

おわりに

本論で得た結論をまとめておこう。

第一は、討幕の密勅申請書・趣意書の作成・提出時期および密勅そのものの降下についてである。薩摩藩では慶応三年五月末に長州藩との挙兵を決意した。そして、その旨を六月中旬に長州藩に伝え、八月中旬には薩長首脳部

で挙兵について基本的な合意が成立した。挙兵の目的は、「天勅」を奉じて幕府の「罪逆」を糺すという武力倒幕であり、そのために「討將軍之論旨」の降下を構想した。

このように、討幕の密勅構想は五月末から六月に現れ、九月中旬（二一―一四日）に大久保利通によって密勅申請書と趣意書が作成された。そして、薩長芸三藩の軍事行動に関する内諾が得られた一〇月六日、大久保が岩倉具視に申請書等を提出した。申請を受けた公家側は、薩長に挙兵延期の動きが見られるなか、挙兵を実現するため藩主の率兵上京を促す討幕の密勅を受身ではなく、能動的に一〇月一三・一四日に降下した。こうした見解は、研究史上において新たな論点の提供となっている。

第二は、第一点と関連するが、薩摩藩倒幕運動の内実（変化）である。王政復古をめざし、武力倒幕からクーデターによる倒幕（幕府廃絶）への変化である。変化をもたらしたのが大政奉還に伴う討幕の密勅実行猶予令である。猶予令前は御所を軍事的に制圧して天皇の身柄を確保し、幕府との全面戦争も辞さない武力倒幕論であった。討幕の密勅が「偽勅」や「サンプル」などと評されて以来、密勅にかけた薩摩藩の意図は軽視されてきた。しかし、筆者は密勅の申請書・趣意書こそ薩摩藩武力倒幕論の集約であると捉えるのである（偽勅か否かは二義的問題）。

武力倒幕論は密勅猶予令によって封印され、御所を制圧してのクーデター方式による幕府廃絶策と変化し、王政復古クーデターの決行となった。大政奉還は武力倒幕からクーデターによる倒幕への転換の契機となったのである。このような見解は研究史上では、原口清・高橋秀直両氏の継承であり、佐々木克氏の武力倒幕否定論や三宅紹宣氏の武力倒幕一貫論への批判となっている。

第三は、本稿の最大の課題とした王政復古と天皇親政の関連である。一二月の王政復古の大王号令では、朝廷内に

設けられた三職が「萬機」を執行するとされ、天皇の名は登場していない。しかし、王政復古をめざして結ばれた、六月の薩土盟約に「政権一君二帰ス」とあるように、公議政体論のなかで天皇親政理念は打ち出され、一〇月の討幕の密勅要請時にも「天子」に国家統治権を与えるとされていた。そして、一二月九日に天皇が王政復古を宣言し、同月一九日には外国への通告文に公表されなかったが、「大日本の総政治は……朕之を決すへし」と記された。その後、翌慶応四年一月一〇日の外国への王政復古通告文（国書）には、天皇が「内外政事親裁」と明記され、国内向けには閏四月四日に天皇の「萬機御親裁」が初めて公表された。

王政復古の段階では、朝廷の国家意思掌握（「萬機採決」）の表明が最優先され、天皇が元服前という年齢もあって、「萬機親裁」という天皇親政は打ち出されなかった。しかし、天皇親政理念は内包されており、その「志向」はあったのである。

王政復古を実現した公議政体論において天皇親政の「志向」はあったが、その実体には程遠いものであった。以後、維新政府はその実体化に向けて動きですが、王政復古の大号令で表明された公議を、天皇親政の理念にどのよう組み込むかが問題となる。天皇親政と公議の関係は、太政官制との関連において稿を改めて論じることにした。

最後に王政復古前後の研究で用いられている、「公議政体派」と「武力倒幕派」という用語について疑義を呈しておきたい。この区分は次元を異にする概念を並列して、対抗関係とするものである。すなわち、「公議政体」は文字通り政体に関わる概念であり、薩摩藩や土佐藩のみならず將軍徳川慶喜も大政奉還時に構想している。諸政治勢力が幕末期に到達したほぼ共通の政体構想である。「公議政体派」と対立するのは、強いて挙げれば「幕府独裁派」となる。

これに対し、「武力倒幕」は「公議政体」を実現する方法・手段に関わる概念である。「武力倒幕」と対立するのは、武力行使を否定する「大政奉還」である。したがって、薩摩藩は「武力倒幕派」であり、土佐藩は「大政奉還派」となるが、両者ともに「公議政体派」でもある。

大政奉還により「武力倒幕派」が武力行使を封印し、「大政奉還派」とともにクーデターによって王政復古を実現し、公議政体が創出された。王政復古後は、「武力倒幕派」や「公議政体派」という用語は妥当性を欠くことになる。そこに見られる対立は、前將軍徳川慶喜の処遇問題（排除か擁護か）であった。このようなことから、本稿では「武力倒幕派」は用いても、「公議政体派」は使用しなかった。

注

- (1) 国士館大学文学部『国士館人文学』第一号、二〇二二年三月。
- (2) 小路田泰直『日本憲法史』かもがわ出版、二〇一六年。
- (3) 通説は、勝田孫彌『西郷隆盛伝』（一八九四年）をはじめとし、多田好間編『岩倉公実記』中巻（一九〇六年）や文部省維新史料編纂会『維新史』四（一九四一年）などで形成された。そして、遠山茂樹『明治維新』（一九五一年）に代表される、戦後歴史学の明治維新史研究に受け継がれてきた。
- (4) 井上勲『王政復古』中公新書、一九九一年。
- (5) 高橋秀直『討幕の密勅と見合わせ沙汰書』（『日本史研究』四五七、二〇〇〇年九月、同『幕末維新の政治と天皇』吉川弘文館、二〇〇七年に所収）。
- (6) 原口清『王政復古小考』（『明治維新史学会報』三七、二〇〇〇年一〇月。同『王政復古への道』岩田書院、二〇〇七年に所収）。
- (7) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、二〇〇四年。
- (8) 佐々木克『幕末史』ちくま新書、二〇一四年。「サンプル」という表現は、二〇〇九年の『坂本龍馬とその時代』（河出書房）

で使用している。

(9) 三宅紹宣『幕末維新の政治過程』吉川弘文館、二〇二二年。

(10) 一〇月申請書は日本史籍協会編『大久保利通文書』二(東京大学出版会、一九八三年復刻版、以下『大久保文書』と略記)、一一頁。九月文書は『東久世通禧日記』上巻(霞会館、一九九二年)、五〇三頁。以下の引用頁と行数は、これらの文献による。

(11) 一〇月趣意書は『大久保文書』二、二二〜二七頁。九月文書は前掲『東久世通禧日記』上巻、五〇一〜五〇三頁。以下の引用頁と行数は、これらの文献による。

(12) 大山が大宰府で九月文書(草案)を示したことについて、前掲『東久世通禧日記』上巻(五〇一・五〇四頁)は次のように記している。「(九月)廿一日 大山格之助帰幸、京師模様且大隅守口上相伝、近々上京可然、右二付五藩周旋方へ右申達、直様帰国修理^太大夫上京之筈也……右之書面(九月文書)今度於京師薩州より差出含之書面也、大山格之助持帰ル」

(13) 『大久保文書』二、二七頁。

(14) 挙兵計画に関する近年の研究には次のものがある。前掲高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』、前掲原口清『王政復古への道』、前掲佐々木克『幕末政治と薩摩藩』、青山忠正『慶応三年二月九日の政変』(明治維新史学会編『講座 明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇一一年)、前掲三宅紹宣『幕末維新の政治過程』。

(15) 『大久保文書』一、四七九頁。なお、同文書収録の「新納立夫日記」では、会議日が「五月二十五日」と記されている。しかし、高橋裕文「武力倒幕方針をめぐる薩摩藩内反対派の動向」(家近良樹編『もうひとつの明治維新』有志舎、二〇〇六年)が、注(7)で「新納立夫日記」の原本と照合し「五月二十九日」の誤りであることを指摘している。なお、前掲『維新史』四(六六二頁)は典拠を示さず、「五月二十九日」としている。

(16) 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』三(東京大学出版会、一九八三年復刻版)三五七頁。

(17) 立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』五(マツノ書店、二〇〇八年復刻版)、四頁。

(18) 『大久保文書』一(四七五〜四七八頁)に「蓑田伝兵衛」宛大久保書簡として収録されている。しかし、家近良樹『西郷隆盛』(ミネルヴァ書房、二〇一七年、二四三頁)が指摘するように、蓑田は当時大久保とともに前述の五月二十九日の京都薩摩藩邸会議に出席している。この大久保書簡には宛先は記されていないが、『大久保文書』の編者が「蓑田伝兵衛宛」としたものである。

藩庁宛の報告書であろう。

また、同書簡とほぼ同内容の文書が、島津久光（京都滞在）の六月一八日付島津忠義宛書簡の別紙として付されている（黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料 補遺二』、鹿児島県、二〇〇三年、七四〇～七四一頁）。このことから大久保書簡（報告書）は一八日以前となる。

- (19) 末松謙澄『防長回天史』九（マツノ書店、一九九一年復刻版）、三一九頁。日本史籍協会編『山県公遺稿・こしのやまかぜ』（マツノ書店復刻版、二〇二二年）、一九四～一九五頁。
- (20) 以下の会談内容の引用は、「柏村日記」（山口県史 史料編 幕末維新4 二〇一〇年、二二二～二二三頁）からである。
- (21)・(22)・(23) 「嵯峨美愛手記」（日本史籍協会編『史籍雑纂』二、東京大学出版会、一九七七年復刻版）、二・三・五～六頁。
- (24) 前掲三宅紹宣『幕末維新の政治過程』、二七〇頁。
- (25) 日本史籍協会編『大久保利通日記』一（東京大学出版会、一九八三年復刻版、以下『大久保日記』と略記）、三九一頁。
- (26) 薩土盟約締結の経緯は、横田達雄編『寺村左膳道成日記』（三）（県立青山文庫講演会、一九八〇年）、一八～二三頁。
- (27) 黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料 五』（鹿児島県、一九九六年）、二一七頁
- (28) 前掲「柏村日記」、二一五頁。
- (29)・(30) 「寺村左膳手記」（日本史籍協会編『維新日乗纂輯』三、一九二六年、マツノ書店復刻版）、四八二頁。
- (31)・(32)・(33) 橋本素助・川合麟三編『藝藩志（第十二巻）』（文献出版、一九七七年印影版）、五〇頁（慶応三年五月二八日条・一四頁（同年九月一三日条・一一三～一一五頁（同日条）。一日の小松・久光会談は、前掲「寺村左膳手記」も「同十一日小松帯刀下坂致ス、此度拳兵之一條始テ隅州公へ言上之為メニ罷越ス赴也」（四八三頁）と記している。
- (34) 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』三（東京大学出版会、一九八三年復刻版）、三六三頁。
- (35) 前掲『大久保利通関係文書』五、六頁。
- (36)・(37)・(38)・(39) 『大久保日記』一、三九八・三九七・三九八・三九八頁。
- (40) 九月一八日の大久保利通の長州藩への説明を記録した「柏村日記」は、「一発後、芸公・薩公兵隊五百人引率上京之積りの由」と記している（前掲「柏村日記」二二七頁）。
- (41) 『大久保日記』一、三九九頁。

- (42) 日本史籍協会編『中山忠能日記』四(東京大学出版会、一九七三年復刻版)、三五二頁。同日記は、すでに前掲原口清『王政復古への道』(三二七頁)が紹介している。
- (43) 慶応三年一〇月一四日付大久保宛中御門経之書簡(前掲『大久保利通関係文書』四、一頁)。同書簡を慶応三年とすることは、前掲高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』(四七七頁)に拠る。
- (44) 前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料』五、二二〇～二二二頁。
- (45) 前掲『寺村左膳道成日記』(三二)、一九頁。
- (46) (44)と同、二二六～二二八頁。
- (47) 天皇に政権を「帰ス」ということは、まぎれもなく「はじめに」で提示した「天皇が国家意思の最高・最終決定権を掌握する政治理念(原理)」である、天皇親政に他ならない。
- (48) (45)と同、三五頁。
- (49) 前掲『藝藩志(第十二巻)』、一七八～一八九頁。この文書(五点)は、すでに前掲青山忠正「慶応三年一二月九日の政変」が紹介しているが、一部の引用にとどまっている。そして、文書の性格や内容について、筆者は青山氏とは解釈を異にする(後述)。
- (50) 前掲青山論文は、前掲井上勲『王政復古』に依拠して「ここでいう「宣言」とは、一〇月一四日に発せられた、いわゆる討幕の密勅を指すのではなく、一二月九日のクーデターでの「宣言文に近い性格のものである」と解釈している(二四五頁)。しかし、一〇月段階における「宣言」は、討幕の密勅以外には想定できない。
- (51) 前掲『岩倉公実記』中巻、六八～六九頁。前掲『岩倉具視関係文書』一、三〇一～三〇二頁。
- (52) 小松書簡は、高村直助『小松帯刀』(吉川弘文館、二〇〇二年)の二〇二頁に全文紹介されている(原文は黎明館蔵)。
- (53) 日本史籍協会編『嵯峨実愛日記』二(東京大学出版会、一九六八年復刻版)、一七一頁。
- (54) 『大久保日記』一、四〇五～四〇六頁。
- (55) 前掲『鹿児島県史料 忠義公史料』四、四九七～四九八頁。
- (56) 前掲『中山忠能日記』四(三六三頁)に、「(中御門への返信)一紙如何、十五六已来之運故一応可延引トカノ書取も可被遺哉……御所意不貫徹、条理不相立候」と記されている。

- (57) 前掲『岩倉公実記』中巻、八五頁。この見合わせ沙汰書とほぼ同文の中山忠能自筆の文書が、日本史籍協会編『中山忠能履歴資料』九（東京大学出版会一九七四年復刻版）一三三頁に収録されている。
- (58) 前掲『中山忠能履歴資料』九、一〇頁。
- (59) 『大久保日記』一、四〇七頁。
- (60)・(62) 前掲『嵯峨美愛手記』、三四頁・三八頁。
- (61) 前掲『防長回天史』九、四八五～四八七頁。
- (63) 前掲三宅紹宣『幕末維新の政治過程』、三二一～三二三頁。
- (64) 『大久保日記』一、四〇八～四〇九頁。
- (65) 『大久保文書』二、五四～五八頁。
- (66) 公家倒幕派（とくに中山忠能）や後藤象二郎による修正の具体的内容は、前掲高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』（四二三～四二九頁）参照。
- (67)・(69) 『大久保文書』二、七二～七五頁・八八～八九頁。
- (68) 『丁卯日記』（日本史籍協会編『再夢紀事・丁卯日記』、東京大学出版会、一九七四年復刻版）、二五五頁。
- (70) 正親町三条実愛は、次のように天皇が第一回小御所会議後、「勅」である大号令を發したと書き残している。「一 於小御所官武上下一同有議……一 召御前有勅可有盡力旨也 一 総裁議定參與等三職夫々被仰下了」（前掲『嵯峨美愛日記』二、二〇三頁）
- (71) 東京大学史料編纂所編『復古記』一（東京大学出版会、二〇〇七年復刻版）、二三七頁。
- (72)・(73) 前掲『嵯峨美愛日記』二、二〇四頁。
- (74) 前掲『復古記』一、三一四頁
- (75) 『法規分類大全』10 官職門「1」、（原書房、一九七八年復刻版）、一一八頁
- (76) 前掲原口清『王政復古への道』所収。
- (77) 外務省編『日本外交文書』明治一一一（巖南堂書店、一九三六年）、一七一～一七三頁。
- (78) 『神山郡廉日記』（東京大学史料編纂所蔵写本）、慶応三年二月二五日条。

- (79) 『大久保日記』一、四一六頁。
- (80) ・(81) 前掲『丁卯日記』、二七四頁。前掲『復古記』一、三二〇・三〇九頁。
- (82) 前掲『嵯峨実愛日記』二、二〇五頁。
- (83) 前掲『丁卯日記』、二八一頁。
- (84) 二月二八日付蓑田伝兵衛宛大久保書簡(『大久保文書』二、一三七頁)。
- (85) 前掲『復古記』一、三四五頁。
- (86) 二月二一日付大久保宛岩倉書簡(前掲『大久保利通関係文書』一、二二五頁)。
- (87) 二月二日付寺島宗則宛大久保書簡(『大久保文書』二、一一四頁)。
- (88) 前掲『復古記』一、三四二〜三四三頁。
- (89) 『大久保日記』一、四一八頁。
- (90) 日本史籍協会編『戊辰日記』(東京大学出版会、一九七四年復刻版)、六〜八頁。なお、慶喜への委任状は大久保が起草したものである(『大久保日記』一、四二一〜四二二頁)。
- (91) 慶応四年一月三日付岩倉宛大久保書簡(『大久保文書』二、一五七頁)。
- (92) 『大久保日記』一、四三三頁。
- (93) 前掲『復古記』一、五〇七頁。
- (94) 前掲『日本外交文書』明治一〜一、二三〇頁。
- (95) 前掲『嵯峨実愛手記』二、五二頁。前掲『嵯峨実愛日記』二、二二七〜二二八頁。
- (96) ・(98) 拙稿「大久保利通と宮中改革」(明治維新史学会編『明治国家形成期の官と政』有志舎、二〇二〇年)二〇二〜二〇三頁・二〇四頁。
- (97) ・(99) 前掲『復古記』四、二〇一頁・六八〇頁。
- (100) 岩倉具視も翌明治二(一八六九)年一月二五日の意見書「議事院ノ事」で、次のように天皇の「弱年」について述べている。「大政維新ノ鴻業……主上天資聡明英智ニ涉ラセラル、モ猶御弱年ニ在ラセラレ、御親ヲ中興ヲ謀ラセ給ヒシト云ニ非ス」(前掲『岩倉公実記』中巻、六八七頁)。